

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年12月6日（平成29年（行個）諮問第183号）

答申日：平成30年5月16日（平成30年度（行個）答申第26号）

事件名：特定刑事施設が保有する本人に係る特定日に撮影したMRI画像の不
開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成29年9月22日付け札管発第1440号により札幌矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 開示請求に至る経緯

審査請求人は，現在特定刑事施設で服役中である。審査請求人は特定年月日Aから特定部位A，特定部位Bに激痛が生じ，40度の高熱を発した。特定年月日Bに原因は特定疾病Aと診断され，特定部位C除去の手術を受けた。しかし，激痛，高熱はやまず，原因不明とされていた。

その後，審査請求人に血尿が出て，特定疾病Bであると診断された。その治療の過程で，特定部位D，特定部位Eが溶けていることが判明した。外病院で診断を受けた結果，特定疾病Cであると診断され，硬性コルセットを装着し，完治まで1年半かかると説明を受けた。激痛に対しては鎮痛剤の注射が行われた。

その後も高熱，激痛が続いていたところ，特定年月日Cに特定部位Fに腫瘍が見つかった。外病院で検査をした結果，腫瘍は良性と診断されたが，特定部位G，特定部位Hが溶けて再生されたとき，その間に特定部位Iが挟まっていることが判明した（特定疾病D）。このため46時中痛みと高熱が発生するとの説明を受けた。その病

院には、整形外科がないので他の病院で治療を受けるよう言われた。

審査請求人は、刑務所に対し特定部位Ⅰの摘出の手術を求めたが、刑務所の医者から、手術はリスクが大きく、かえって悪くなる恐れがあるとして、出所してから考えたほうが良いといわれ、鎮痛剤による処置しか行われていない。鎮痛剤は、当初は1日4回注射されたこともあったが、多用すると身体に悪いといわれ、午前と午後の2回となった。

審査請求人は、特定年月日Dから、激痛が高じ、我慢の限界に達した。審査請求人は、激痛のため歩くこともできず、車椅子の生活である。鎮痛剤の注射も効果が薄れてきて、痛みのため、夜間は横になることもできず、ベッドの上で座ったまま、手を握りしめ、午前の鎮痛剤を打ってもらうため、夜明けを待っている状態である。審査請求人は、どのようなリスクがあろうとも、手術を受けたいと申し入れても、聞き入れてくれない。審査請求人は、刑務所では有効な対応ができないなら、審査請求人の責任とリスクで、他の医師による特定部位Ⅰ摘出の治療を受けるほかはないと考えて、東京高等検察庁検察官に刑の執行停止を求めた。

しかし、検察官から、特定年月日Eに執行停止は行わないとの通知を受けた。これに対し再三抗議したところ、新しくMRI画像を撮り、これにより再度検討するとの返事を受けた。特定年月日F、刑務所でMRI画像が撮られた。審査請求人は、検察官がMRI画像を見て判断をするよう求めたが、検察官はMRI画像を見ることなく、刑務所の報告に基づき、再度執行停止は行わないと決定した。その理由を聞いたところ、新しいMRI画像でも症状は悪化してなく、また、刑務所で適切な対応をするからという理由が口頭であった。しかし、この理由はおかしいことは明らかである。審査請求人は、現状が我慢の限界に達しているのだから、執行停止を受け、自らの責任とリスクで、手術を受けようとしているのであるから、過去の症状と比べて悪化していないということは理由にならない。そして、いまだ、特定部位Ⅰ摘出の手術は行われていない。

イ MRI画像の開示の必要性

審査請求人の激痛は限界に達しているにもかかわらず、刑務所では特定部位Ⅰ摘出の手術を行わず、執行停止を受けて、自らの責任とリスクで手術を受けようとしても、執行停止は認められなかった。審査請求人にとって残された手段は、手術の給付訴訟を提起するしかない。特定部位Ⅰ摘出の手術が必要かどうかの判断を行うためには、MRI画像が必要不可欠である。

ウ 法45条

処分庁は、MRI画像が刑の執行に係る保有個人情報であり、法45条1項の規定に該当するから、開示請求等の規定から除外されているとして、不開示決定をした。しかし、法45条が刑の執行に係る情報を開示請求の対象外とした理由は、刑の執行に係る情報には個人の前科等を示す情報を含んでおり、これが開示されると前科等が明らかになる危険性があることから、社会復帰や更生保護上の問題があり、そのものの不利益となる恐れがあるからであるとされている（解説 行政機関等個人情報保護法 総務省行政管理局ウェブサイト参照）。

この解説のポイントは、情報に前科等を示す情報が含まれていることであり、それが開示されると社会復帰等本人の不利益となることである。この解説の趣旨からして、前科等を示す情報が含まれておらず、開示請求人の不利益とならない情報は、法45条1項の規定により法の対象外にならないと解すべきである。

また、法45条は「刑の執行」に係る情報を法の対象外としているのであるから、刑の執行そのものでない情報については、憲法で保障する基本的人権、法の制定趣旨等から、慎重に判断すべきものである。したがって、その情報が適切な刑の執行に不可欠な要素を含んでおり、刑の執行に必然的に付随する重要な事務に関する情報であっても、開示請求者の不利益に当たらない情報は、法1条により、個人の権利利益を保護することを目的としていることからして、法45条1項の規定により法の対象外にならないと解すべきである。

エ MRI画像の開示

MRI画像は、特定年月日Gに外部専門機関によって、撮影されたものである。これには、審査請求人の前科等を示す情報は含んでいない。仮に含まれていたとしても、部分開示すれば足りるものである。MRI画像は、刑の執行そのものではない。また、本件MRI画像は、審査請求人にとって必要不可欠なものであり、また、これが開示されたとしても、何ら審査請求人にとって、不利益をもたらすことはない。審査請求人は、これまでの刑の執行情報の開示に益をもたらすことはない。審査請求人は、これまでの刑の執行情報の開示に係る経緯に鑑み、MRI画像の一本に絞って開示を求めているのである。

よって、MRI画像の開示は、法45条の適用がなく、法14条に基づき開示すべきものである。

(2) 意見書

本MRI画像は、特定刑事施設が外部の専門機関で撮ったものであることから、MRI画像自体には、被写体である審査請求人が受刑者であ

ることの表示，または，これを推認するような表示はない。また，MR I 画像には，通常，被写体本人の名前を除けば被写体本人を特定するのは表示されていない。

そうすると，本MR I 画像を開示しても，これにより審査請求人の前歴が明らかになることはない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は，審査請求人が開示を求めた保有個人情報2件について，札幌矯正管区長（処分庁）が法45条1項の規定に基づき開示請求手続の適用除外となることを理由として，開示しない旨の決定を行ったところ，審査請求人は，同保有個人情報2件のうち，「特定年月日Fに撮影したMR I 画像」（本件対象保有個人情報）について，原処分を取り消し，開示するよう求めているものである。

2 法45条1項の規定において，刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報は，開示請求手続等の適用除外とされている。当該規定の趣旨としては，刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合，前歴等が明らかになるなど，受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上，不利益となるおそれがあるため，開示請求等の対象から除外されているものである。

本件対象保有個人情報は，審査請求人が特定刑事施設に収容されている期間中に受けた医療行為に関するものであり，刑の執行等に係る保有個人情報に該当するものである。

3 したがって，処分庁が，本件対象保有個人情報について，個人情報保護法45条1項の規定に該当し，開示請求等の規定の適用から除外されているとして開示しなかった本件決定は，妥当である。

第4 調査審議の経緯

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年12月6日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成30年1月4日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年5月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は，特定刑事施設が保有する別紙の1及び2に掲げる各文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるところ，処分庁は，上記の保有個人情報について，法45条1項の規定により法の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして，これを不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 適用除外について

(1) 適用除外の趣旨

法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法の第4章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

(2) 本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について

諮問庁は、本件対象保有個人情報は、特定の個人が刑事施設に収容されている期間中に受けた医療行為に関するものであり、刑の執行等に係る保有個人情報に該当することから、法45条1項により法の第4章の規定の適用が除外されている旨説明するので、以下、本件対象保有個人情報の同項該当性について検討する。

本件対象保有個人情報は、「特定刑事施設保有の審査請求人に係る特定年月日Fに撮影したMRI画像」に記録された保有個人情報であることから、特定の個人が刑事施設に収容されている、又は収容されていたことを前提として作成されるものであると認められ、したがって、これを開示すると、特定の個人が刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかとなり、受刑者等の社会復帰上又は更生保護上問題になると認められる。

そうすると、本件対象保有個人情報は、法45条1項により法の第4章の規定の適用除外とされる刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法45条1項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法の第4章

（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については，本件対象保有個人情報と同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので，妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

- 1 特定刑事施設保有の審査請求人に係る特定年月日 F に撮影した M R I 画像
- 2 特定刑事施設保有の審査請求人に係る執行停止に係る東京高等検察庁検察官に対する回答書（直近のもの 2 通）